

愛知県立大学客員教授等の称号授与規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人愛知県立大学（以下「本学」という。）が受け入れる客員共同研究員に客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）の称号を授与する場合の基準及び手続等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「客員教授等」とは、本学の教育研究を遂行する上で必要不可欠な人材を客員共同研究員として受け入れるに当たり、大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）第14条及び15条に規定する教員と同等又はそれに準ずる資格を有する者に授与する称号をいう。

(基準)

第3条 客員教授等の称号を授与できる者は、次の各号に掲げる事項について、著しい業績を上げた者又は著しい業績を上げることが確実であると認められる者とする。

- (1) 本学の教育研究水準の向上
- (2) 本学の学术交流の促進
- (3) 本学の産学官連携活動その他の社会貢献活動

(手続)

第4条 学部長又は研究科長は、教授会又は研究科会議の議を経て、客員教授等を学長に推薦するものとする。

- 2 前項の推薦があった場合、学長は、教育研究審議会の議を経て、客員教授等の称号を授与する。
- 3 教育研究審議会の審議は、履歴書及び業績書に基づいて行う。

(施設利用)

第5条 客員教授等には、教育研究に必要な範囲内で、図書館その他の施設・設備の利用を認めることができる。

(制限)

第6条 客員教授等は、次に掲げる制限を受けるものとする。

- (1) 教授会・研究科会議の意思を決定する会議には出席できない。ただし、教授会・研究科会議が認める場合は、この限りではない。
- (2) 本学における研究活動に対する研究費の予算措置は行わない。ただし、客員教授等に対して、外部資金として特別の予算措置がなされている場合は、この限りではない。
- (3) 客員教授等には、給与その他の給付は支給しない。

(称号の取り消し)

第7条 客員教授等として適性を著しく欠く場合は、その称号を取り消すものとする。

(通知)

第8条 客員教授等の称号の授与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、客員教授等の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙様式)

氏 名
生 年 月 日

愛知県立大学客員〇〇の称号を
授与する
期間は平成 年 月 日までと
する

平成 年 月 日

愛知県立大学長